

Web サイト等による

行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン

2019 年（平成 31 年）4 月 18 日

各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定

〔標準ガイドライン群 I D〕

1011

〔キーワード〕

Web サイト、オープンデータ、情報の提供、共通カテゴリ、タグ

〔概要〕

Web サイト等により、各府省が保有する行政情報を提供及び利用促進する際の基本となる考え方・ポリシーをまとめたもの。

改定履歴

改定年月日	改定箇所	改定内容
2019年4月18日	全体	<ul style="list-style-type: none">・標準ガイドライン群に組み込み・ドキュメント名称を変更（～に関する基本的指針 → ～に関するガイドライン）・Webサイト構築にあたって検討すべき具体的な留意点等をWebサイトガイドブックに移行
2015年3月27日	—	<ul style="list-style-type: none">・初版決定

目次

目次	i
1 はじめに	1
1.1 背景と目的	1
1.2 適用対象	1
1.3 位置付け	1
1.4 用語	1
2 Web サイト等により提供する情報の内容	2
2.1 行政の諸活動に関する情報	2
2.2 法令により公表等が義務付けられている情報	2
2.3 社会的な有効活用に資する情報	2
2.4 積極的なオープンデータとしての情報公開	2
3 行政情報の提供・利用促進に関する留意事項等	3
3.1 Web サイトの活用	3
1) 提供手段の基本的考え方	3
2) 時宜を得た情報提供と提供内容の最新化	3
3) 提供情報の分かりやすさと利便性の向上等	3
4) Web サイト構築上の要件等	4
3.2 オープンデータの取組	5
3.3 情報セキュリティ等の確保	5
3.4 国民等との間における双方向の情報流通の確保	6
3.5 Web サイトによる情報提供に伴う料金	6
4 行政情報の一元的、総合的な提供	7
5 本ガイドラインの見直しについて	7
別紙 附則	8
1 施行期日	8
2 経過措置	8

1 はじめに

1.1 背景と目的

これまで各府省は、情報通信技術を用い、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し、国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、行政機関に蓄積されている行政情報を Web サイト等により積極的に発信してきたが、技術動向も踏まえ、それを更に利用しやすい形態で提供することを積極的に推進する必要がある。

同時に、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえた「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 7 月 20 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において記載されているとおり、政府が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて無償で公開する「オープンデータ」の取組を一層加速する必要がある。

このため、各府省は、本ガイドラインに沿って、Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する措置を実施する。

1.2 適用対象

本ガイドラインは、各府省が Web サイト等による行政情報の提供内容をより充実し、利用者に活用してもらえよう見直す際に適用するものとする。

1.3 位置付け

本ガイドラインは、標準ガイドライン群の一つとして位置づけられる附属文書である。

1.4 用語

本ガイドラインにおいて使用する用語は、本ガイドライン中に特別の定めがある場合を除くほか、標準ガイドライン群用語集の例による。

2 Webサイト等により提供する情報の内容

2.1 行政の諸活動に関する情報

行政組織・制度等に関する基礎的な情報、行政活動の現状等に関する情報、予算及び決算に関する情報及び評価等に関する情報については、国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供する。特に、広報・報道関係資料については、公表内容の一層の充実を図り、Web サイト等による提供を行うとともに、大臣等の記者会見の状況についても Web サイト等による公表を図る。また、外国語による情報提供についても、要望等を踏まえ積極的な対応に努める。

2.2 法令により公表等が義務付けられている情報

告示、通達、公示、公告、閲覧、縦覧等の方法により、法令において公表等が義務付けられている情報については、原則として、現行の公表等の手段に加え Web サイト等による手段でも提供する。

なお、公益法人に関する情報については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 57 条に基づき運用する「国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト」（以下「行政総合情報サイト」という。）から提供する。

2.3 社会的な有効活用に資する情報

各府省がそれぞれの行政目的を達成するため、収集、蓄積している電子情報（データベースを含む。）のうち、国民、企業等からの利用の要望が多い情報又は健全な社会・経済活動に有益な情報については、国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供することとする。

2.4 積極的なオープンデータとしての情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、開示した情報及び当該情報と同様の取扱いが可能と考えられる同種の情報で、反復継続的に開示請求が見込まれるものについては、「オープンデータ基本指針」（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、Web サイト等によるオープンデータとしての公開を図る。

3 行政情報の提供・利用促進に関する留意事項等

3.1 Web サイトの活用

1) 提供手段の基本的考え方

国民等一般に対し広く提供する情報の Web サイトによる提供は、複数の Web サイトにより提供する場合においても、国民等の利便性を確保する観点から、各府省に1つの Web サイトから容易に閲覧することができるようにする。また、所管法人、国立大学法人等及び特別の法律により設立される民間法人の Web サイトについても、各府省の Web サイトから分かりやすく案内する。さらに、公益法人の Web サイトについては、「行政総合情報サイト」から一元的に案内する。

なお、特定の利用者に対する情報提供の場合や Web サイトによる提供が適当ではないと判断される場合は、利用者の範囲、利用頻度、提供に係る経費等を勘案し、手段・媒体を決定する。

2) 時宜を得た情報提供と提供内容の最新化

- ① 時宜を得た Web サイトによる情報提供を行うとともに、Web サイトの掲載情報の内容について最新の状態を維持管理することとする。また、報道発表資料やその他国民等に速やかに提供することが重要な情報は、原則として、公表日等に提供するよう努め、それが困難な場合においても、公表日等以降、可及的速やかに Web サイトで提供するよう努める。
- ② 情報の掲載期間は、別途の定めがない限り、原則公表後3年以内とする。3年経過後の情報については、継続掲載の要否について確認する。^{注記)}
- ③ 最新情報の提供においては、利用ニーズを踏まえ RSS 等の技術を活用し、自動提供機能による提供に努める。
- ④ 法令により公表等が義務付けられている情報については、可能な限り現行手段の公表等の時期に合わせて提供することとする。
- ⑤ 必要に応じ、希望者に対し新着情報等を電子メール等で配信する機能を整備する。

注記) あらかじめ3年を超えて掲載し続ける必要性が明らかな情報については、それを妨げるものではない。

3) 提供情報の分かりやすさと利便性の向上等

- ① 各府省の Web サイトにおいては、デジタル・ガバメント実行計画で謳っているように、「サービス設計 12 箇条」を踏まえたサービスデザイン思

考に基づく情報提供及び掲載情報の見直しを行うこととする。

- ② 各府省の Web サイトの掲載情報については、既存のデータベースや行政文書の内容情報をそのまま掲載することがより適当な場合等を除き、平易かつ簡潔で要を得た用語及び文章を用いる。キーワード（検索用語）に想定される単語について俗称が一般的となっている場合、一般的に用いられている単語と正式な呼称を併記することや、外国国名について一般的に広く用いられている国名表記（原則として、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和 27 年法律第 93 号）による表記）を使用することなどにより、国民等が掲載情報を容易に検索することができるよう努める。
- ③ できるだけ図・表・写真・音声・動画等を利用する等、分かりやすい表現方法、画面構成を用いる。また、電子地図を利用する場合には、当該地図上の地名等が日本国政府の方針に沿ったものとなるよう留意する。
- ④ 政府全体として統一性があり、分かりやすい情報の提供を行うため、各府省の本省 Web サイトのトップページで共通カテゴリ（掲載項目）^{注記}の表示を行うこととする。
- ⑤ 各府省は、Web サイト検索を利用して検索することができる方法にするなど、より適切かつ効率的な提供手段を用いる。また、大量のデータを提供する場合は、可能な限りデータベース化し、容易に検索することができるようにする。
- ⑥ 各府省の Web サイトにおいては、最新情報や Web サイト内のコンテンツには、利用者がコンテンツを目的別、種類別等に活用しやすいように、府省共通的なタグ^{注記}を付与する。
- ⑦ 各府省の Web サイトにおいては、サイトマップ（掲載事項一覧）により掲載情報を迅速に閲覧することができるようにする。

注記） 共通カテゴリ及びタグの内容については、「Web サイトガイドブック」（2019 年（平成 31 年）4 月 18 日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）を参照。

4) Web サイト構築上の要件等

- ① 府省の Web サイトを利用者に分かりやすくするとともに、情報セキュリティを確保するため、ドメインについては、「Web サイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン」（2018（平成 30）年 3 月 30 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、ドメイン運用の見直しと管理プロセスの整備を行った上で、ドメインの運用や命名等

の管理を適切に行う。

- ② 国民等の利用する端末の多様化が進んでいることから、原則モバイル端末（スマートフォン、タブレット端末等）に対応する。その際、レスポンス Web デザインの採用を最優先に検討する。
- ③ 機械による情報の自動分別や翻訳等が容易に情報を処理することができるように、HTML5/CSS3 や標準的なメタデータ付与等の最新技術の導入を検討する。
- ④ Web サイトの基本的なデザインは、「Web サイトガイドブック」に基づき整備していく。
- ⑤ 高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、音声読み上げへの対応、カラーユニバーサルデザイン等、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（JIS X 8341-3）を踏まえ、各府省は、コンテンツを同規格に沿ったものとするため、必要な修正及び作成を行う。
- ⑥ Web サイトには、掲載情報等の問合せ先（担当部局課名、電話番号、ファクシミリ番号等）を掲載する。また、Web サイトに掲載する広報・報道関係資料についても、その内容に関する問合せ先を同様に明記する。
- ⑦ コンテンツ作成や管理を容易にし、リンク切れ等を防止するためにコンテンツ管理システム（CMS）等のツールを必要に応じて活用する。
- ⑧ Web サイトの継続的な改善を実施するために、個人に関する情報の扱いに配慮しつつ、必要に応じてアクセス解析等の技術を活用する。特に、アクセス解析やトラッキングを行う際は、個人に関する情報を含む場合があるため、扱いには十分に配慮する。

3.2 オープンデータの取組

政府が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて無償で公開する「オープンデータ」に関する取組については、「オープンデータ基本指針」に基づき推進していくものとする。

3.3 情報セキュリティ等の確保

Web サイト等により行政情報を提供するに当たり、その準備段階においても、各府省は統一基準群に基づき策定した、各府省の情報セキュリティポリシーに従って、提供情報の改ざん・漏えい防止措置を講ずる等所要の情報セキュリティ対策を実施する。また、Web サイトの信頼性を確保するため、電子証明書を利用する。

特に、法令により公表等が義務付けられている情報のうち、国民等の権利、

利益等に関連し、高い真実性又は信頼性を保持する必要があるものについては、それに適切に対応した情報セキュリティ対策を実施する。

災害等の緊急時に、各府省の Web サイトに処理が困難な程のアクセスが集中することがあることを踏まえ、災害時にアクセス集中が予見される府省においては、情報システム運用継続計画の策定において、アクセス集中対策等、必要な対策を検討する。

3.4 国民等との間における双方向の情報流通の確保

- (1) 各府省の Web サイト等に設けられている国民等からの提供情報を受け付ける窓口を活用して、所管行政に関する意見・要望等の収集を図る。重要な提供情報や頻度の高い質問等に対しては、各府省の考え方、対応等について説明する欄を設ける。
- (2) 主要な施策、事業等の創設、変更等に関する情報を掲載する場合には、それぞれ意見・要望等の受付欄を設ける。
- (3) 情報や映像等の交換を行うソーシャルメディアを使用して国民等への情報提供及び双方向の情報流通を行う場合には、統一基準群の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」の最新版を踏まえ、運用ポリシーや体制を整備するとともに、各府省が当該アカウントを運用していることを確認することができる措置を行う。
- (4) 各府省の Web サイト等に他府省の所管行政に関する意見・要望等があった場合は、当該意見・要望等に係る所管府省が特定することができるものについては、府省間の連携に努める。

3.5 Web サイトによる情報提供に伴う料金

本ガイドラインに沿った Web サイトによる情報提供は、行政の透明性向上や行政情報の有効活用の観点からの行政施策として行うものであることから、国民等一般に対して提供する情報については、原則として無償で提供するものとする。

ただし、情報を利用することにより利益を受ける者が特定の者に限られ、Web サイトによる提供に係る経費として相当の額を要する場合には、原則として提供に係る経費の実費を利用者負担とする。この場合においても、以下のような観点で、一定のタイミングでの見直しを図ることとする。

- (1) 安価かつ安全な最新技術を活用することによる、提供に係る経費の低減化の検討
- (2) 利用者を増加させ、個別の利用者の負担額を低減する取組の検討
- (3) 利用者負担での提供とすることが社会的経済的に適当かどうかの再検討

4 行政情報の一元的、総合的な提供

各府省における登録、更新といった協力の下、e-Gov、e-Stat、DATA.GO.JP等の府省共通的なシステムに対して最新かつ網羅的な情報提供を行い、国民等がより一層迅速かつ容易に情報を閲覧することができるようにする。

5 本ガイドラインの見直しについて

各府省における本ガイドラインの遵守状況については、当該府省自らが適切に確認するものとする。

本ガイドラインは、情報通信技術の動向、国民等からの意見・要望、各府省の動向等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

別紙 附則

1 施行期日

本ガイドラインは、決定の日から施行する。

2 経過措置

本ガイドラインは、決定の日から施行する。